

## 困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付要綱

(平成 25 年 7 月 22 日施行)

### (趣 旨)

第 1 この要綱は、長野県で取り組みが不足している社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援する事業「訪問相談（アウトリーチ）」及び「出口戦略を持った居場所の提供」を実施する民間支援団体が当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第 2 本事業は、長野県内で社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者支援を行う民間団体を育成することを目的とする。

### (用語の定義)

第 3 この要綱において、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」とは、義務教育を修了後、修学及び就業のいずれもしていない 30 歳代までの者で、若年無業者、ひきこもり等の者をいう。

### (補助対象事業の種類、対象経費及び補助率等)

第 4 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率は、別表 1 のとおりとする。ただし、国、県及び市町村の補助制度等により現に当該事業の経費の一部の負担又は補助を受けている事業は補助対象としない。

### (補助対象事業の支援対象者)

第 5 事業の支援対象者は社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とする。

### (補助対象事業者)

第 6 この事業の補助対象となる実施主体は、次に掲げる条件のいずれにも該当する社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する事業「訪問相談（アウトリーチ）」及び「出口戦略を持った居場所の提供」を長野県内において実施する団体（以下「民間支援団体」という。）とする。

ただし、「出口戦略を持った居場所の提供」を実施する場合は、「訪問相談（アウトリーチ）」を併せて実施すること。

- (1) 国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体又は地方独立行政法人ではないこと。
- (2) 組織、運営に関する定款、規約等を有すること。
- (3) 設立後1年及び1事業年度が経過していること。
- (4) 当該民間支援団体の目的に賛同して入会した個人又は団体（以下「構成員」という。）を10人以上有すること。
- (5) 代表者のほかに常勤の運営職員を1人以上有すること。
- (6) 民間支援団体として収入・支出は予算に基づき行い、会計簿を備えること。
- (7) 年1回以上、構成員の全員に参加を呼びかけて総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について意見交換すること。
- (8) 対象事業の開始から10年以内であること。
- (9) 困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金を申請していないこと。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

#### （補助金額の算出方法）

第7 補助金額は、別表1に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から別表2に掲げる額を控除した額と比較していずれか少ない方に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

ただし、対象経費の実支出額が別に定める上限額を超える場合は、当該上限額により補助金額を算出するものとする。

なお、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### （交付の条件）

第8 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更するときは、速やかに長野県知事（以下、「知事」という。）に報告し、その承認を受けること。  
ただし、別表1に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときも含む）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 知事は、補助金の交付にあたって必要があると認めるときは、前各号に定めるもの

のほか、当該補助金の使用方法等について条件を付することがある。

2 前項第1号又は同項第2号の規定による報告又は承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業補助金事業計画変更承認申請書  
(様式第2号)

(2) 補助事業の中止又は廃止

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

#### (申請書の様式及び提出期限)

第9 規則第3条に規定する申請書は、困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

#### (申請書の取下書の様式及び提出期限)

第10 規則第7条第1項の規定による申請書の取下げは、困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を当該補助金の交付決定の通知を受理した日から10日以内に、知事に提出して行うものとする。

#### (実績報告書の様式等)

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告は、困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了又は廃止のあった日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 前2項の規定は、規則第14条第2項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。

#### (補助金の交付請求)

第12 補助事業者が、補助金の支払い(概算払いを含む。)を受けようとするときは、困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

#### (書類の保管等)

第13 補助事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに、補助事業の完了した日又は廃止した日の属

する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

**(書類の提出部数及び添付書類)**

第14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は1部とする。

- 2 第9の規定により知事に提出する書類には、収支予算書(様式第6号)及び事業計画書を添付しなければならない。
- 3 第11の規定により知事に提出する書類には、収支精算書(様式7号)を添付しなければならない。

**(事前着手)**

第15 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合、その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 申請者が、前項ただし書きに該当する場合には、別紙様式により困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業事前着手届を知事に提出するものとする。

**(附則)**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

補助事業の種類 (内 容)	対象経費	補 助 率	軽微な変更
訪問相談（アウトリーチ） （ひきこもり等の状態にある支援対象者の自宅などを訪問し、外出、居場所等への通所等の社会参加に向けた働きかけを行う）	訪問相談（アウトリーチ）事業に要する次の経費（困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付取扱要綱第4の条件を満たすものに限る） 1 訪問相談支援員の報酬 2 訪問相談支援員の共済費 3 専門家への謝金	1 / 2 以内	経費の配分又は事業の内容の20パーセント以内の変更
出口戦略を持った居場所の提供 （支援対象者が自宅以外で安心して通所できる施設であり、また、将来に向けた出口戦略を持って運営されている居場所の提供をする）	出口戦略を持った居場所の提供事業に要する次の経費（困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付取扱要綱第4の条件を満たすものに限る） 1 支援員の報酬 2 支援員の共済費 3 専門家への謝金		

別表2（第7関係）

補助金算定上、控除する収入	補助事業を実施するための次の収入 ① 参加利用料 ② 寄付金 ③ その他事業実施に係る収入額
---------------	---

(様式第1号) (第9関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者 (住 所)  
(団 体 名)  
(代表者氏名) 印

年度において、下記のとおり困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業を実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施の概要
- 3 事業の内容及び経費の配分

(様式第2号) (第8関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者 (住 所)  
(団 体 名)  
(代表者氏名) 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金交付の決定の  
あった 年度困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業の事業計画を、  
下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 当初計画の内容
- 3 変更計画の内容

(様式第3号) (第8関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者（住 所）  
（団 体 名）  
（代表者氏名） 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金交付の決定の  
あった 年度「困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業」の事業計画を、  
下記の理由により中止（廃止）したいので承認してください。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 事業の遂行状況



(様式第4号) (第10関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付申請取下書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者 (住 所)  
(団 体 名)  
(代表者氏名) 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金交付の決定の  
あった 年度「困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業」の補助金  
交付の申請を下記の理由により取り下げます。

記

1 取り下げの理由

(様式第5号) (第11関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業実績報告書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者 (住 所)  
(団 体 名)  
(代表者氏名) 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金交付の決定のあった  
年度困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業を下記のとおり実施  
しました。

記

1 事業を実施した概要

2 事業の内容及び経費の配分

(様式第8号) (第12関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金請求書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者 (住 所)  
(団 体 名)  
(代表者氏名) 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金交付の決定の  
あった 年度困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業を下記の  
とおり支払 (概算払) してください。

記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額     | 金 | 円 |
| 2 | 支払 (概算払) 請求額 | 金 | 円 |
| 3 | 既概算払受領額      | 金 | 円 |
| 4 | 振込先・振込口座     |   |   |
|   | (1) 振込先      |   |   |
|   | (2) 振込口座     |   |   |
| 5 | 事業の進捗状況      |   |   |

(別紙様式) (第 15 関係)

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業 事前着手届

平成 年 月 日

長野県知事様

〒  
住 所  
団体名  
代表者氏名 印

下記のとおり、平成 年度困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金において実施を要望する事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事業の名称

2 事業の概要

3 事前着手の理由

4 着手及び完了予定年月日

(1) 着 手 年月日 平成 年 月 日

(2) 完了予定年月日 平成 年 月 日

担当部署名	
電話番号	
FaX 番号	
E-Mail	
担当者名	